

日本国経済産業省近畿経済産業局及び
ベトナム社会主義共和国ホーチミン市人民委員会
による経済協力枠組

日本国経済産業省近畿経済産業局（以下、「近畿経済産業局」という）及びベトナム社会主義共和国ホーチミン市人民委員会（以下、「ホーチミン市」という）は、

「近畿経済産業局及びベトナム社会主義共和国商工省による経済協力枠組」（2015年5月19日署名）の下で、

近畿経済産業局とホーチミン市の持続的な経済協力関係の構築並びに強化を通じ、関西地域とホーチミン市の経済発展を促進するため、

両国の法律規定に適合する範囲内で、以下の事項について協力を行うことに合意した。

1. 裾野産業育成に関する協力

ホーチミン市における裾野産業育成及び集積を促進するため、近畿経済産業局及びホーチミン市は、関西の裾野産業企業がホーチミン市に進出しやすいビジネス環境の整備を推進する。

このため、ホーチミン市は、ホーチミン市に進出済み、または、進出する意向を有する関西企業に対する各種アドバイスを行うための機能－関西デスクをホーチミン市輸出加工区・工業団地管理委員会（HEPZA）に引き続き設置する。近畿経済産業局は、関西地域の裾野産業企業のホーチミン市への適正な進出を促進する。

なお、本取組の円滑化のために、以下の事項に関する実践可能な措置について協議し、実行する。

- (1) 支援協力体制の構築
- (2) 情報提供・情報共有の円滑化の促進
- (3) 行政手続の効率化の促進

2. 産業人材育成に関する協力

ホーチミン市における産業人材が、将来、ベトナム産業界を牽引し得る産業人材となり広く活躍できるようにするため、近畿経済産業局及びホーチミン市は、ホーチミン市産業人材の育成を促進するための取組を行う。

このため、近畿経済産業局及びホーチミン市は、以下の事項に関する実践可能な措置について協議し、実行する。

- (1) 支援協力体制の構築
- (2) 産業人材育成プログラムの検討

3. 経済・貿易・ビジネス交流の促進に関する協力

関西及びホーチミン市間の経済・貿易・ビジネス交流を促進するため、近畿経済産業局及びホーチミン市は、双方が重要性を認識する産業分野において課題解決に資する取組を促進する。

このため、近畿経済産業局及びホーチミン市は、以下の事項に関する実践可能な措置について協議し、実行する。

- (1) 経済動向・マーケットニーズ・行政手続等に関する緊密な情報交換
- (2) 単独又は共同で開催する商談会やビジネスセミナーの実施
- (3) 関連法制度の円滑な運用のための協力

近畿経済産業局及びホーチミン市は、両機関の迅速かつ実践的な対話を確立し維持するため、両機関の間のあらゆる対話を担当する部署を次のとおり定める。両機関は、直ちに適切な担当者を任命し、相互に通知する。

- (1) ホーチミン市側： 商工局
- (2) 近畿経済産業局側： 通商部国際事業課

近畿経済産業局及びホーチミン市は、署名日から 3 年間にわたり、本文書に基づき示された協力事業を着実に実行する。両機関は、本文書における活動の進捗状況について、定期的に見直しを行う。また、3 年間取り組んだ協力事業の結果を踏まえ、両機関は、関西地域及びベトナム、特にホーチミン市における経済関係促進のために更なる協力の可能性を探求する。

本文書はあくまでも近畿経済産業局とホーチミン市との経済協力を推進するために策定されたものであり、何ら法的拘束力は持たない。

本経済協力枠組は 2016 年 9 月 7 日に大阪にて署名される。なお、本文書はベトナム語、日本語、英語によるそれぞれ 2 通の原本から成り、全ての版は等しく真正である。ただし、解釈に疑義の生ずる場合においては、英語版が優先する。

ベトナム社会主義共和国
ホーチミン市人民委員会

日本国
経済産業省近畿経済産業局

グエン・タイン・フォン
人民委員会委員長

池森啓雄
近畿経済産業局長